

町内公民館貸出の手引

この手引は、町内公民館(コミュニティセンター、美園公民館、二本木新町公民館、梨の里公民館、三河安城本町公民館)の円滑かつ公正な貸し出し並びに利用に関して必要な事項をまとめたものです。

町内公民館の設置目的は、町内の住民の生涯学習や地域づくりの活動拠点と町民交流と福祉の向上を図るためです。したがって、利用に際しては、利用ができないことや一部に利用の制限があります。

- 1 町内公民館が利用できるのは、12月29日から1月3日を除く午前9時から午後9時までです。
- 2 利用申請は、2か月前(別表1に掲げる使用料を無料とする団体は、3か月)から10日までに申請書の受付ができます。
- 3 次の利用できません
 - (1) 営利を目的とした利用
 - (2) 公の秩序や風紀を乱す利用
 - (3) もっぱら遊びや飲食を目的とした利用
 - (4) 物品の販売を目的とした商品の斡旋、紹介(展示会、販売会)はできません。
 - (5) 町内会が事業のために利用する場合。(許可後でも取り消す場合があります。)
- 4 物品販売が認められる利用
 - (1) PTA や子供会など地域活動団体が活動の一環として行う実費での販売
 - (2) 障害者団体が授産品を販売
- 5 学習塾等の利用
 - (1) 習字やそろばん塾等が行う学習の利用はできます。
 - (2) 認定試験及び検定試験等の利用はできます。
- 6 政治活動に関する利用
 - (1) 政党や政治団体が行う政治学習会
 - (2) 議員や後援会が行う政治報告会、時局講演会
 - (3) 政治後援会等の会合、
- 7 政治活動で利用ができない利用
 - (1) もっぱら特定の政治家や政党を誹謗中傷するための集会
- 8 使用料について
 - (1) 使用料を無料とする団体等(別表1)
 - ア 二本木連合町内会の構成する
 - 町内会
 - 老人クラブ(日昇会、日昇クラブ)
 - 子ども会(新町みかわ子ども会、こだまボックル子供会)
 - イ 市役所や社会福祉協議会、シルバー人材センターなどの公的機関
 - ウ 町内会が認めた団体(登録団体)
 - (2) 公民館を無料として利用できる団体(前記ウ)の登録手続き

会員が構成員となって町内を活動拠点として活動する団体で、その活動が公民館の設置の目的に合致すると町内会が認めた団体です。二本木連合町内公民館の設置及び管理規則の別表1に定める利用料の無料の適用を受ける団体は、登録団体として申請し町内会に認められる必要があります。

 - ア 提出書類
 - (ア) 登録団体申請書
 - (イ) 会則(6町内に活動拠点があり、6町民で構成されている団体であることの確認)

(ウ)収支決算書及び事業実績報告書(直近のもの・非営利で公益性が認められるもの)

(エ)その他、町内会が必要とする書類

イ 無料の適用 登録申請書及び登録許可の日から当該年度末(1年以内)

ア 登録申請は、毎年3月中(令和6年は2月)に申請し町内会長会議で承認(承認期間1年)を得る。公民館の利用が適正で管理に支障がないと認められた場合は1年に限り延長できる。

イ 活動の内容が次の場合は、登録団体であっても有料となります。

- ① 実費を超える参加費や入場料を徴収して行う活動
- ② 登録団体申請時の活動内容と異なる目的外の活動
- ③ 公的支援を受けている活動 ④町内会が不相当と認めた利用

(町内公民館の利用料)

別表1

区分 利用室及び区分		町内会及び老人会、 子ども会等	町内会加入者及び企 業が町民を対象とした 行事	その他の利用
大会議 室 和室 調理室	半日	無料	500円	2,000円
	全日		1,000円	4,000円
	夜間利用		100円加算	400円加算
音響設備(コミュニティ センター)	500円		1000円	
※利用時間は、午前9時から午後9時までとする。 ※半日利用とは、利用時間が4時間以内の利用をいう。 ※夜間とは、午後6時以降の利用をいう。 ※全日とは、4時間以上の利用でかつ午後9時までもっぱら占有して利用する場合をいう。				

登録団体申請書

二本木連合町内会長

(代表者) 住所

氏名

二本木連合町公民館の設置及び管理規則第8条第に規定する別表1の無料の適用を受けたく申請します。

団体の名称		会則有・無	
活動拠点			
会員の加入資格及び条件			
会員の数	人	うち6町の会員	人
活動の目的			
活動の内容			
公民館の利用目的			
総会の開催日	令和 年 月 日		
収支決算書・事業計画書	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	
法人資格	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	

登録許可	<input type="checkbox"/> 許可	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 保留
許可条件			

- 注) 1 登録団体が団体として利用する場合は、この申請に記載された団体の活動目的の利用に限られます。
- 2 この登録は、公民館を利用する際の手続きを簡素化し利用者の利便の向上を図るものです。
- 3 この権利を目的外に利用し転借することはできません。